

西日本豪雨による被災学生への学費等減免措置について

対 象 校	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
	罹災状況	学資負担者の住居が全・半壊、 床上浸水（居住不可能な状況） かつ、 学資負担者死亡	— 学資負担者死亡	学資負担者の住居が全・半壊、 床上浸水（居住不可能な状況） 又は、住居が警戒区域もしくは 計画的避難区域内、特定避難勧 奨地点にある者 —
至学館大学大学院 至学館大学 至学館大学短期大学部	平成 30 年度通期の学費の内、以 下を全額免除する。 ・ 授業料 ・ 教育充実費	平成 30 年度通期の学費の内、以 下を半額免除する。 ・ 授業料 ・ 教育充実費	平成 30 年度半期の学費の内、以 下を半額免除する。 ・ 授業料 ・ 教育充実費	平成 30 年度半期の学費の内、以 下の半額免除を上限とする。 ・ 授業料 ・ 教育充実費

※申請においては、所定の様式に記入のうえ、罹災証明書、死亡を確認できる書類、医師の診断書等を添付するものとする。

※すでに、減免対象となる費用を納入済みのものについては、減免の決定後返金を行うものとする。

※修学支援奨学金（給付型）及び学業・スポーツ奨学特待生及び私費外国人留学生授業料減免の認定を受ける者は、当措置による減免金額との総額が通期の授業料及び教育充実費の合計額を超えないこととする。